

# 決議

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は国民が長年にわたり熱望してきているところである。

高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、高速道路を含む道路の整備はより一層重要となっている。

これまで、道路特定財源は、緊急かつ計画的に道路を整備するための財源としての使命を担い、着実な道路整備が進められてきたところである。

今後とも、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることができる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路こそ、その中核的役割を担うものである。

昨年末に、道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められているが、道路整備に対する国民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

一、国民が期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、必要な財源を確保すること。

一、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成するにあたっては、地域間格差への対応、国際競争力の強化、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造等の観点から、国民の道路整備に対するニーズを幅広く汲み取るとともに、国民の期待に応えるべく、道路整備を計画的かつ着実に推進すること。

一、我が国の成長力や地域経済の強化を図るため、国土の根幹的な社会資本である高速自動車国道については、必要な道路を着実に整備するとともに、料金の引下げなどの既存ネットワークの効率的活用・機能強化のための措置を講じ、利用者の利便性向上に努めること。

一、今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び耐久性が確保されるよう、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行うこと。

一、道路利用者の意見を反映した道路整備を推進すること。

平成十九年五月二十三日